

大和郡山市いじめ防止基本方針の改定について(概要)

第1章 基本的な考え方

2 いじめの防止等の対策に関する基本理念 【P3】

○「学校と地域や家庭が一体となって取り組むことの必要性」を追記

3 いじめの防止等に関する基本的な考え方 【P6】

(2)いじめの早期発見

○けんか、遊びやふざけあいのように見えるもののなかにもいじめがあると考え、いじめの認知にあたる必要があることを追記

(3)いじめへの対処

○いじめの加害児童生徒に対する指導と支援の留意事項について追記

(4)いじめの解消について 追記 ※新規 【P7】

○いじめの解消の定義を追記するとともに、解消したと見られる場合でも心のケア、支援の必要性を鑑み、それを実施する

第3章 学校が実施するいじめの防止等に関する施策

1 学校いじめ防止対策基本方針の策定 【P12】

○各学校策定の基本方針について、HPに掲載し、保護者、地域住民がその基本方針を容易に確認できるようにすることや内容を周知すること等について追記

2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織 【P12】

○「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」について、常設の組織とすることを追記

3 学校におけるいじめの防止等に関する措置 【P13】

○教職員が備えるべき素養について追記

(1)いじめの防止のための取組

○教育上配慮が必要な児童生徒に対しての指導・支援の留意事項について追記

(2)早期発見のための取組

○けんか、遊びやふざけあいのように見えるもののなかにもいじめがある

と考え、いじめの認知にあたる必要があることを追記

(3)いじめに対する措置

○記録の徹底について 記録媒体として「個人別生活カード」またはそれに準ずるものでも可と追記

〈いじめ被害・加害児童生徒の指導と支援について〉

追記 ※新規【P15】

○被害児童生徒・保護者に対する支援等に関する留意事項について

○加害児童生徒・保護者に対する指導等に関する留意事項について

○被害・加害児童生徒の周囲の児童生徒への指導と支援について

第4章 重大事態への対処

3 調査を行うための組織 【P16】

4 事実関係を明確にするための調査の実施 【P17】

5 調査結果の提供及び報告 【P18】

○「生徒が自死等により亡くなった場合について」の詳しい調査を行うにあたり必要に応じて第三者による実態把握に努めることを追記

○学校またはその学校の設置者による調査の実施、附属機関等への積極的な資料提供、調査結果を重んじ主体的に再発防止に取り組むことを追記

6 調査結果を踏まえた対応について 追記 ※新規 【P19】

(1)加害児童生徒に対する指導

加害児童生徒に対する指導等に関する留意事項について

(2)調査結果を踏まえた再発防止

教職員に対する聞き取りのうえ、改めて事実関係を把握し、再発防止に努めることについて

8 調査結果の公表 【P19】

○調査結果を公表する場合、いじめ被害側・加害側双方に公表の方法・内容を確認のうえ対応することを追記